

滋 教 委 学 第 1695 号
平成 26 年(2014 年)9 月 1 日

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員長 様

滋 賀 県 教 育 委 員 会

実効的ないじめ防止等のための対策について（諮問）

いじめは、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものであることから、本県では今年 3 月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に取り組んでおります。

併せて、県内の全ての学校においては、「学校いじめ基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的にいじめ問題に対応しているところです。

いじめの原因、背景には学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合っていることも多く、いじめ問題の解決に際しては、それらの要因を踏まえ、子ども目線に立って、的確に子どもを支援していくことが重要です。

また、滋賀の将来を担う子どもたちのかけがえのない命を守り、安心して暮らせる社会をつくるためには、学校や教育委員会だけでなく、関係機関や家庭、地域が一体となり、県全体でいじめの防止等のための対策を進めていく必要があります。

ついては、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第 2 条に基づき、平成 26 年度および平成 27 年度の各年度において、次の事項について諮問します。

諮問事項 1

いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について

諮問事項 2

いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について

(諮問理由)

本県におけるいじめの状況については、今年 4 月から 6 月までの認知件数は、小学校 159 件、中学校 122 件、県立学校 24 件であり、全ての校種において増加している。

その内容としては、7 割は冷やかしやからかい、嫌なことを言われるなどであり、各学校において早期発見が進み、軽微な段階から対応されていると認識している。

しかし、一方で、インターネット上の誹謗中傷や暴力を伴ったもの、物を壊されたり隠されたり、金品をたかられたりするものなどの深刻な事案も発生している。

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化している中、いじめの原因や背景には学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合い、学校や教員だけでは問題の解決が困難なケースも多く見られる。そのため、心理や福祉等の専門的な視点からも子どもや家庭に関わり、それらの要因を踏まえて、医療や福祉等の関係機関と連携し、組織的に子どもを支援していくことが求められている。

また、学校や教育委員会だけでなく、家庭、地域や関係機関が連携していじめから子どもを守り、社会全体でいじめ問題を克服し、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていかなければならない。

本県では、今年 3 月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に取り組んでいるところであるが、対策の実施状況やいじめの認知事案等を踏まえ、今後、必要となる対策や対策を進めるための施策の方向性について審議いただくものである。